

2024年4月12日

各 位

会社名 株式会社ピクルスホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 影山 直司  
(コード番号 2935 東証プライム市場)  
問合せ先 常務取締役経理財務部長 三品 徹  
(TEL. 04-2931-0777)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年5月30日開催予定の第2回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、変更案第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、現行定款第41条（剰余金の配当の基準日）を変更し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第42条（中間配当）を削除するほか、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2024年5月30日
定款変更の効力発生予定日	2024年5月30日

(別紙)

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第41条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u> (新設)</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>(中間配当)</u> 第42条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第43条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条～第39条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第40条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第41条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u> 2. <u>当社の中間配当を行う場合の配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u> 3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>

以上